

# 病後児保育事業を利用できる症状の目安

病後児保育をご利用される場合に利用できる目安を以下に示していますので、ご参考にしてください。  
これは、あくまで、利用の目安ですので、医療機関の先生の指示に従ってご利用ください。

- (1) 熱の場合（一般的な風邪等）
  - ・ 解熱剤を使わずに、38℃以上の熱が一日以上出ていないこと
  - ・ 咳のため呼吸困難がある場合や、活気がなく、ぐったりとしている場合は利用できません。
- (2) 嘔吐・下痢・胃腸障害の場合
  - ・ 激しい腹痛、頻繁におこる下痢、嘔吐の場合は利用できません。
- (3) 耳鼻科関係の場合
  - ・ 診療情報提供書（利用連絡票）があれば利用できます。
- (4) 外傷の場合
  - ・ 骨折、縫うようなケガの場合でも、「診療情報提供書（利用連絡票）」があれば利用できます。

## (5) 感染症の場合の目安

病名	病後児保育が可能な目安	病名	病後児保育が可能な目安
麻疹 (はしか)	解熱後3日を経過しているが、集団保育に不安がある場合	流行性角結膜炎	眼脂・流涙およびリンパ腺腫脹がほぼ消失している場合
風疹	発熱がなく発疹も消失しているが、集団保育に不安がある場合	急性出血性結膜炎	眼脂・流涙が消失している場合
水痘 (みずぼうそう)	発熱なくすべての発疹が痂皮化(かさぶた)してから	咽頭結膜炎 (プール熱)	発熱がなく、眼脂・流涙が軽快している場合
溶連菌感染症	抗生物質の服用中であるが、発熱なく、一般状態が安定している場合	急性気道感染症	発熱がなく、眼脂・流涙が軽快している場合、咳も著明でなく、一般状態が安定している場合
突発性発疹	解熱し、診断が確定、一般状態が良好な場合	嘔吐下痢 (細菌性を除く)	嘔吐なく、食欲もあって、下痢もほぼ改善し、一般状態がよくなっている場合
ヘルパンギーナ	口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、水分摂取ができるようになってから	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱後3日を経過してから
手足口病	口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、水分摂取ができるようになってから	ウィルス性胃腸炎	嘔吐がなく水分摂取ができ、下痢の症状が治まってから
とびひ	適正な治療がなされ、ほぼ軽快している場合	帯状疱疹	すべての発疹が痂皮化(かさぶた)してから
伝染性紅斑 (りんご病)	発疹は出ているが、一般状態が良好な場合	マイコプラズマ肺炎	発熱なく咳の程度も軽くなっている場合
百日咳	特有の咳(シブリーゼ)が消失し、一般状態が安定している場合	RS ウィルス感染症	呼吸器症状が安定し、全身状態がよくなってから

